

**第5回ESG金融ハイレベル・パネル**  
**第一部 グローバルのトレンドと我が国金融の取組**

2022年3月14日(月)

**河野 正道**

株式会社三菱UFJ銀行 顧問

IFRS財団評議員

前OECD事務次長

1. COP26を踏まえた金融セクターとしてのグローバルな取組
2. GFANZ概要
3. IFRS財団によるサステナビリティ開示基準設定のためのISSB\*設立  
(\*International Sustainability Standards Board)

## COP26を踏まえた金融セクターとしてのグローバルな取組

- 脱炭素に係る議論・取組みは欧州が先行していたが、米国や中国などの動きも加速
- COP26合意文書では、気温上昇を1.5°Cに抑える努力を追求することを明記。今世紀半ばのネットゼロ実現を目指す上で、2030年までの期間を「重要な10年」と位置付けた
- 民間資金への期待が極めて大きく、COP27に向けた行動の成果が求められている

### 環境省「COP26結果概要」より抜粋

COP全体決定	最新の科学的知見に依拠しつつ、パリ協定1.5°C努力目標達成に向け、今世紀半ばのカーボン・ニュートラル及びその経過点である2030年に向けて野心的な気候変動対策を締結国に求める内容となっている。決定文書には、全ての国に対して、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電の遡減及び非効率な化石燃料補助金からのフェーズ・アウトを含む努力を加速すること、先進国に対して、2025年までに途上国の適応支援のための資金を2019年比で最低2倍にすることを求める内容が盛り込まれた。
市場メカニズム	パリ協定第6条に基づく市場メカニズムの実施指針が合意され、当該合意により、パリルールブックが完成した。実施指針のうち、二重計上の防止については、我が国が打開策の一つとして提案していた内容(政府承認に基づく二重計上防止策)がルールに盛り込まれ、今回の合意に大きく貢献した。
透明性の枠組み	各国の温室効果ガス排出量の報告及びNDC達成に向けた取組の報告様式を全締約国共通の表形式に統一することが合意された。
共通の時間枠	温室効果ガス削減目標を2025年に2035年目標、2030年に2040年目標を通報(以降、5年毎に同様)することを奨励。
気候資金	2025年以降の新たな途上国支援の数値目標の議論を開始。新たな協議体を立ち上げ、2024年まで議論することとなった。

## Glasgow Financial Alliance for Net Zero (共同議長: Mark Carney & Michael Bloomberg、副議長: Mary Shapiro)

Net Zero Banking Alliance  
(NZBA) (銀行)

Net Zero Asset Managers Initiative  
(NZAM) (アセット・マネジャー)

Net-Zero Asset Owner Alliance  
(NZAOA) (アセット・オーナー)

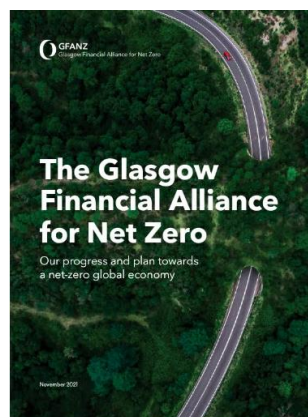
Net-Zero Insurance Alliance  
(NZIA) (保険)

Net Zero Financial Service Providers Alliance  
(NZFSPA) (金融サービス)

Net Zero Investment Consultants Initiative  
(NZICI) (投資コンサルタント)

- ✓ 2050年までのネット・ゼロへの移行を加速させるための金融業界横断のグローバルなイニシアティブ
- ✓ 傘下の各イニシアティブ(左記)への参加金融機関は2021年11月初時点で45カ国・450超(資産総額約130兆ドル)
- ✓ GFANZより金融安定理事会(FSB)に対し、GFANZの作業の進捗を定期的に報告することを公表
- ✓ GFANZ公表物: <https://www.gfanzero.com/>

進捗報告書  
(2021年11月)



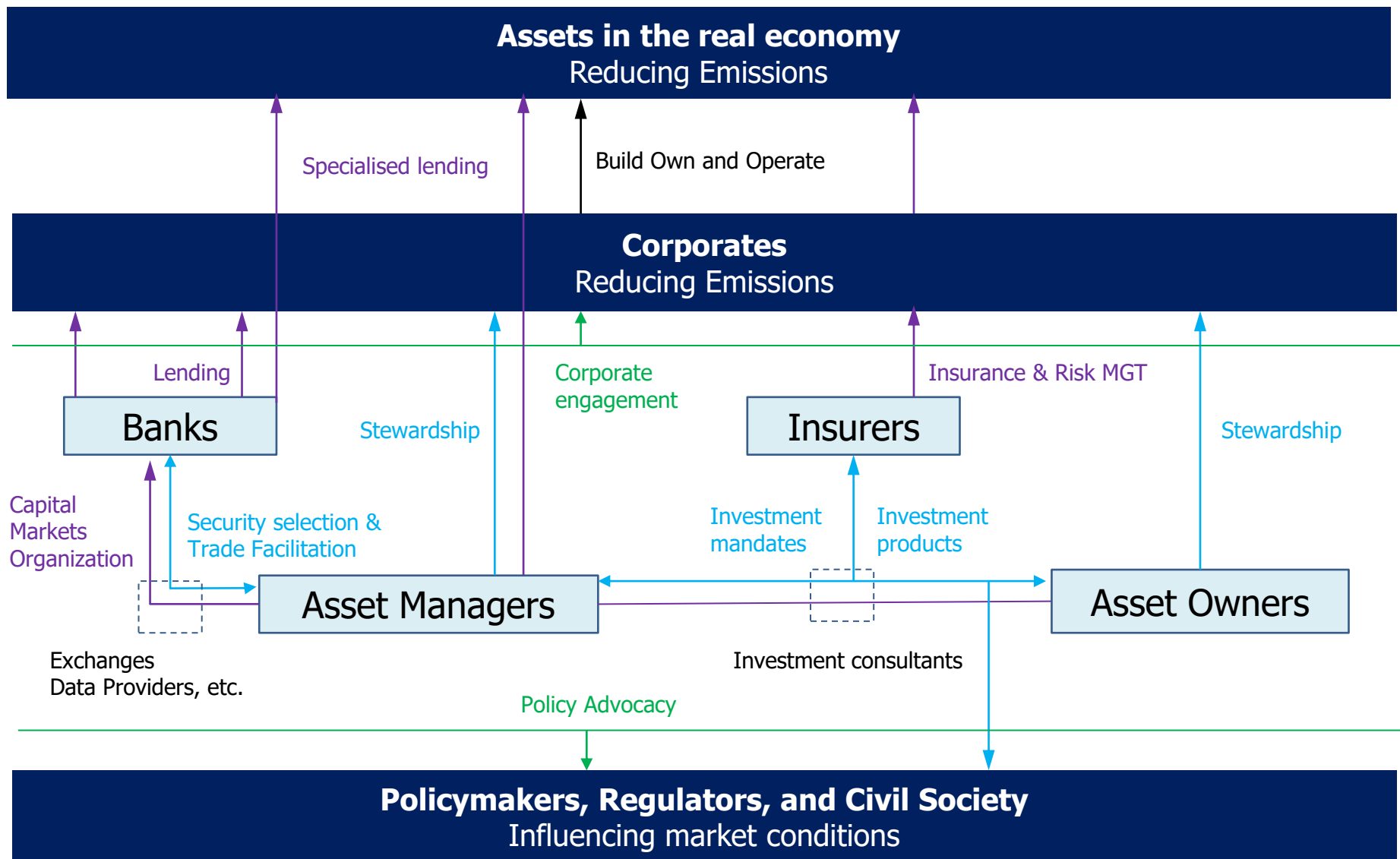
政策提言  
(2021年10月)



資金動員声明  
(2021年11月)



金融機関として、長期的な観点で、顧客のネットゼロに向けた支援のためのグローバルな枠組み作りの議論に参加していくことが重要



**Key levers to influence real-economy emissions**

- New capital investments
- Managing existing capital
- Engagement advocacy

## COP26におけるIFRS財団の公表



ISSBの設置



CDSB、VRFとの統合



2つのプロトタイプの  
公表

IFRS財団は、グローバルなサステナビリティ基準設定者が必要とする  
制度的な基盤と技術的な基盤を金融市場のために用意する

## ISSBの設置

公益的な説明責任

IFRS財団モニタリングボード

ガバナンス、戦略、  
監督

IFRS財団評議員会

独立した基準設定  
およびそれに関連  
する活動

IASB  
(国際会計基準審議会)

IFRS会計基準

ISSB  
(国際サステナビリティ基  
準審議会)

IFRSサステナビリティ  
開示基準

IFRS解釈指針委員会  
(IFRS-IC)

IFRS 諮問  
会議  
(IFRS-AC)

(評議員会、  
IASB、  
ISSBに諮問  
を行う)

## ISSBの使命



サステナビリティ開示基準のグローバルなベースラインを開発する



投資者の情報ニーズにフォーカスする



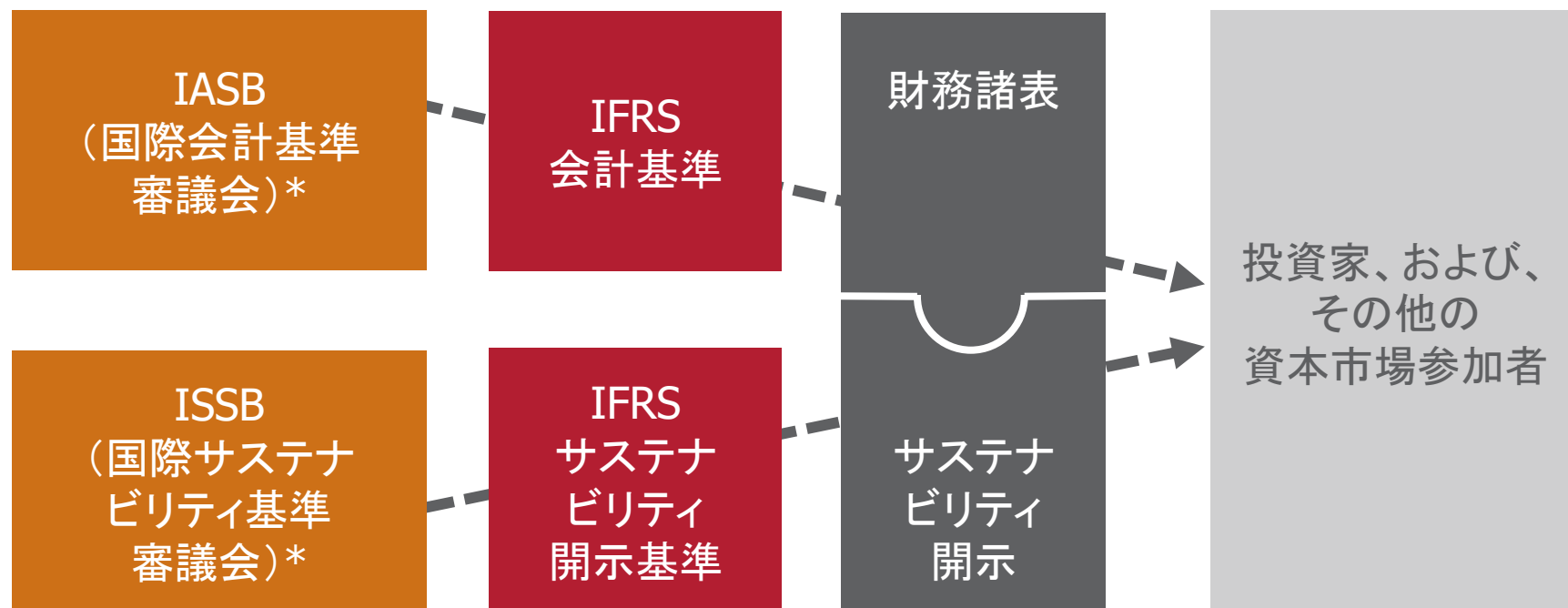
企業がグローバルな資本市場に包括的なサステナビリティ情報を提供できるようにする



各法域固有の事項、または、より広範なステークホルダー・グループが目指す事項をベースラインの上に追加できるようにする



## 投資家のニーズを満たす適合性のある基準



\* IIRC(国際統合報告評議会)は、統合報告の基礎概念/指導原則を介して接続性についてIASBとISSBに助言を行う

## 2つのプロトタイプの公表

### 表示基準(全般的な開示要求事項)のプロトタイプ

- 企業のサステナビリティ関連のリスクと機会に関連するサステナビリティ関連の財務情報を開示するための全般的な要求事項
- 財務諸表とサステナビリティ関連の開示の間の接続性を提供する

**目的:** 投資家に役立つサステナビリティ関連のリスクと機会へのエクスポージャーに関する重要な情報を提供するように企業に要求する

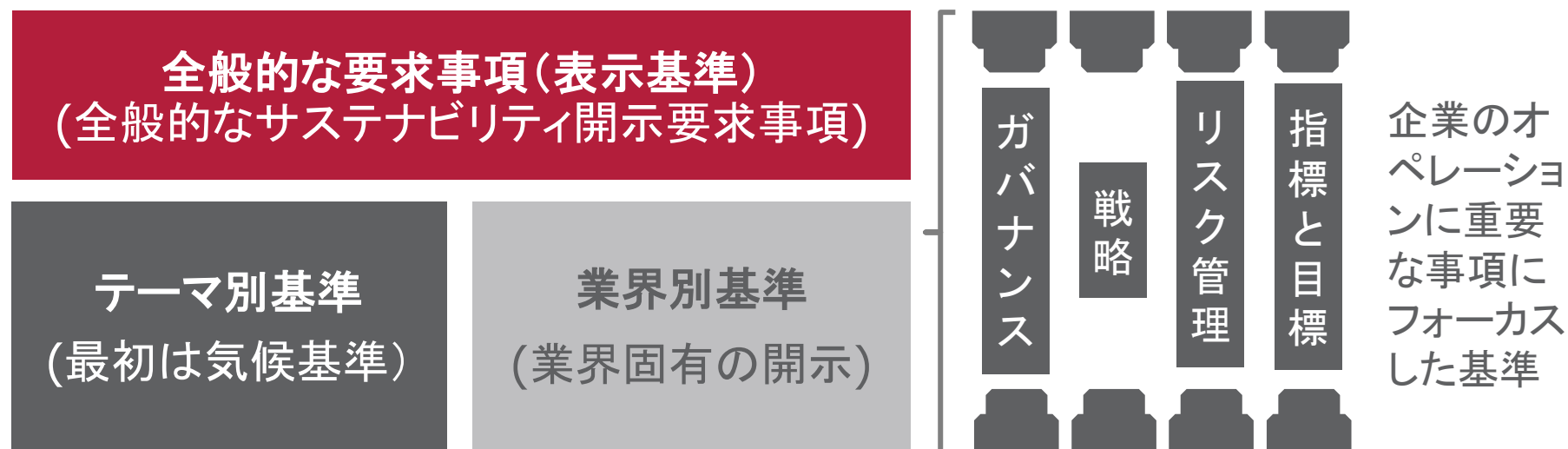
### 気候関連開示基準のプロトタイプ

- 気候関連の財務情報の特定、測定、開示の要求事項
- TCFDの推奨事項を組み込む
- 業界横断的、および、業界別の(SASBスタンダードに基づく)メトリックを含む

**目的:** 気候関連のリスクと機会へのエクスポージャーに関する重要な情報を提供するように企業に要求する

対象: ガバナンス、戦略、リスク管理、指標および目標

## ISSB基準の構造



## 当面の焦点と今後の予定

COP26 における公表	COP26以降の公表	当面の焦点	今後の予定
ISSBの組成	<ul style="list-style-type: none"> <li>ISSB議長、副議長、議長特別顧問の選任</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ISSB理事の公募</li> <li>マルチロケーションモデルの実施</li> <li>諮問グループの組成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ISSB理事の選任</li> <li>評議員会議 モントリオール（6月）、ソウル（10月）</li> <li>諮問グループメンバーの選任</li> </ul>
統合－CDSBおよびVRF	<ul style="list-style-type: none"> <li>CDSBとの統合の完了</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>VRFとの統合の準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>6月末までにVRFとの統合を完了する</li> </ul>
プロトタイプの公表		<ul style="list-style-type: none"> <li>プロトタイプをベースとした草案の開発</li> <li>アウトリーチの計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議のために基準の草案を3月末までに公表する</li> </ul>

本プレゼンテーションにより、貴社と株式会社三菱UFJ銀行の間には何ら委任その他の契約関係が発生するものではなく、当行が一切法的な義務・責任を負うものではありません。

本資料は信頼できると考えられる各種データに基づいて作成されていますが、当行はその正確性、完全性を保証するものではありません。ここに示したすべての内容は、当行の現時点での判断を示しているに過ぎません。また、本資料に関連して生じた一切の損害については、当行は責任を負いません。その他専門的知識に係る問題については、必ず貴社の弁護士、税理士、公認会計士等の専門家にご相談の上ご確認下さい。

本資料は当行の著作物であり、著作権法により保護されております。当行の事前の承諾なく、本資料の全部もしくは一部を引用または複製、転送等により使用することを禁じます。

Copyright 2022 MUFG Bank, Ltd. All rights reserved.

〒100-8388 東京都千代田区丸の内 2-7-1  
株式会社 三菱UFJ銀行